

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 長 官 室  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

### 企 業 局

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

(会 計 課)

ページ

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る納期の特例）

14 歳入徴収者は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の拡大の防止を図るため、第三十一条第二項の規定によりその原因の発生した都度行わなければならない歳入の調定のうち、納期が令和二年四月十六日から同年五月八日までの間に到来するものについて、同条第三項の規定にかかわらず、当該納期を同月二十九日まで延長するものとする。

（新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る督促の特例）

15 歳入徴収者は、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図るため、第四十二条第一項の督促に係る指定期限が令和二年四月十六日から同年五月八日までの間に到来する歳入について、同条第二

項の規定にかかわらず、当該指定期限を同月二十九日まで延長するものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る支出の特例）

16 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の影響により、請求書への押印が困難な場合にあつては、押印に代わる方法で正当な債権者が発行した請求書であることが確認できる場合に限り、第四十九条第一項本文の規定にかかわらず、支出することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の財務規則附則第十四項から第十六項までの規定は、令和二年四月十六日から適用する。

## 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十一号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年五月一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る納期の特例）

5 収入徴収者は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の拡大の防止を図るため、第十七条第二項の規定により随時行う収入の調定のうち、納期が令和二年四月十六日から同年五月八日までの間に到来するものについて、同項の規定にかかわらず、当該納期を同月二十九日まで延長するものとする。

（新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る督促の特例）

6 収入徴収者は、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図るため、第二十九条第一項の督促に係る指定期限が令和二年四月十六日から同年五月八日までの間に到来する収入について、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定期限を同月二十九日まで延長するものとする。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る支出の特例）

7 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の影響により、請求書への押印が困難な場合にあつては、押印に代わる方法で正当な債権者

が発行した請求書であることが確認できる場合に限る。第三十三条第一項本文の規定にかかわらず、支出することができる。

附 則

この管理規程は、令和二年五月一日から施行し、この管理規程による改正後の企業局財務規程附則第五項から第七項までの規定は、令和二年四月十六日から適用する。